第四十条の七に次の一項を加える。

15　財務大臣は、第二項第三号ハの規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第四十条の八第一項各号中「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第二項第一号中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同項第二号イ及びロ中「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改める。

第四十一条第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、「第十四項」の下に「、第二十四項」を加え、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第六項中「及び第二十一項」を「、第二十一項及び第二十四項」に改め、同条第十項中「及び第十五項から第十八項まで」を「、第十五項から第十八項まで及び第二十四項」に改め、同条第十三項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同条第十八項中「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第二十一項中「をし、」を「（第二十四項において「住宅の新築取得等」という。）をし、」に改め、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十四項中「第四十一条の十九の二第一項」の下に「又は第四十一条の十九の三第六項若しくは第八項」を加え、「及び第二十一項」を「、第二十一項及び前項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24　従前家屋（住宅の新築取得等をして第一項の定めるところにより引き続きその個人の居住の用に供していた家屋をいう。以下この項において同じ。）が災害により居住の用に供することができなくなつた場合において、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後の各年（次に掲げる年以後の各年を除く。）は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

一　当該従前家屋若しくはその敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利（以下この号及び次号において「従前土地等」という。）又は当該従前土地等にその居住の用に供することができなくなつた日以後に建築した建物若しくは構築物を同日以後に事業の用若しくは賃貸の用又は当該個人と生計を一にする次に掲げる者に対する無償による貸付けの用に供した場合（災害に際し被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含む。）の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなつた者（第三号において「再建支援法適用者」という。）が当該従前土地等に同日以後に新築をした家屋の当該新築に係る住宅借入金等若しくは当該従前家屋につき同日以後に行う第十三項に規定する増改築等に係る住宅借入金等についてその年において第一項の規定の適用を受ける場合又は当該従前土地等に同日以後に新築をした認定住宅についてその年において第四十一条の十九の四第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年

イ　当該個人の親族

ロ　当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　イ及びロに掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ニ　イからハまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二　当該従前家屋又は従前土地等の譲渡をした日の属する年分の所得税について第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定の適用を受ける場合における当該譲渡の日の属する年

三　当該個人（再建支援法適用者を除く。）が当該従前家屋に係る住宅借入金等以外の住宅借入金等について当該従前家屋を居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後最初に第一項の規定の適用を受けた年又は認定住宅について同日の属する年以後最初に第四十一条の十九の四第一項若しくは第三項の規定の適用を受けた年

第四十一条の三の二第一項中「限る。以下この項において同じ。」を「限る」に改め、「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第二項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項第一号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二号に掲げる改修工事と併せて当該家屋につき行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、次項、第六項第三号及び第七項において「特定耐久性向上改修工事等」という。）で当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額（当該特定耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。第六項第三号において同じ。）が五十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第三項中「額及び」を「額」に、「の合計額」を「及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額の合計額」に改め、同条第六項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同項第一号中「次号」の下に「又は第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三　第二項第二号に掲げる改修工事と併せて当該家屋につき行う特定耐久性向上改修工事等で当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額が五十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第七項中「額及び」を「額」に、「の合計額」を「及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額の合計額」に改め、同条第九項中「第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同条第二十項中「及び第二十一項」を「、第二十一項及び第二十四項」に改める。

第四十一条の五第七項第一号中「、次項及び第十三項」を「及び次項」に、「までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、国内にあるもの（第十三項及び第十四項において「買換資産」という。）の取得（建設を含むものとし、贈与によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。第十三項において「取得期限」という。）までの間に、買換資産の取得」に改め、同条第十三項中「特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限」に、「買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から」を「同日から」に改める。

第四十一条の十四第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削る。

第四十一条の十五第五項中「同法第百二十三条第一項」を「同項」に改め、「をこえる」及び「を超える」を削る。

第四十一条の十七の二第三項中「第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他同項」を「前項に定めるもののほか、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合における同法第百二十条第四項及び第五項（これらの規定を同法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百二十条第四項中「次に掲げる書類を当該申告書に添付しなければ」とあるのは「当該申告書に記載した医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項